

番号	質 問 ※換地処分公告日の１０月１０日（金）は、予定日です。 予定日を基にスケジュールを記載しておりますのでご了承ください。	回 答
1	申出訂正とは何ですか（通知書内では「住所地の訂正」）？	住所地と住居が建っている土地の地番が一致していない場合に、住所地を住居が建っている土地の地番に一致させるために訂正を行うことをいいます。
2	申出訂正ができる法的根拠は何ですか？	次の法令に基づき、申出訂正の届出を行っていただきますと、市が申出訂正を行うことができます。 住民基本台帳法 （住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） 第十四条 （省略） ２ 住民基本台帳に記録されている者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。
3	「換地処分後の住所地」に変更するには、申出訂正を必ず行わないといけませんか？	必ず申出訂正の届出を行っていただく必要があります。
4	申出訂正の届出を行わないとどうなりますか？	申出訂正の届出を行わず「正しいと思われる住所地」に変更しなければ、換地処分が行われたときに「換地処分後の住所地」に変更されません。 ※「現在の住所地」のままとなります。
5	申出訂正をして「現在の住所地」から「正しいと思われる住所地」に変更しなければ、「換地処分後の住所地」に変更されないのはなぜですか？	豊田浄水特定土地区画整理組合事務所が作成した換地計画には、「正しいと思われる住所地」が「換地処分後の住所地」に変更となることしか定められていません。したがって、申出訂正を行い、「現在の住所地」から「正しいと思われる住所地」に変更しなければ、換地処分の効力が及ばず、「現在の住所地」は、換地処分後も「現在の住所地」のままとなりますので申出訂正を行う必要があります。 （参考：換地処分・換地計画に関する根拠法令） ・土地区画整理法 第８６条、第８７条、第１０３条第４項、第１０４条第１項ほか ・土地区画整理法施行規則 第１２条第２項第１号
6	申出訂正をするとどうなりますか？どのような影響がありますか？	申出訂正をしますと、「現在の住所地」が「正しいと思われる住所地」へ変更されますので、マイナンバーカードをはじめ、住所登録をしているものについて「住所変更」が必要となります。 ※郵送で住民異動届を提出いただいた方は、一括して１０月１０日（金）に申出訂正を行いますので、１０月１０日（金）までは各種登録済みの住所地の変更の手続は不要です。 ※住所地の変更に伴いどのような手続が必要なのかについて、９月下旬頃に各種手続の一覧にて、案内させていただく予定です。 ※申出訂正の届出を行った方の住所地は、１０月１０日（金）の換地処分の公告がなされた翌日の１０月１１日（土）～１３日（月）の間に、「換地処分後の住所地」に変更されます。 ※１０月１４日（火）以降に住民票の発行を行いますと「換地処分後の住所地」が記載されます。
7	申出訂正した後は何をすればよいですか？ ※運転免許証、銀行等の登録住所、市役所から発行される各種書類（マイナンバーカード、国民健康保険資格確認書など）は住所変更する必要がありますか？	郵送による手続を行ってから１０月１０日（金）まで、必要な手続は、特段ございません。 なお、住所地が「換地処分後の住所地」となることに伴いどのような手続が必要なのかについて、９月下旬頃に各種手続の一覧にて、案内させていただく予定です。 ※マイナンバーカードの券面の「住所変更」については、マイナンバーカードに関するＱ＆Ａ（番号１）をご確認ください。
8	１０月１０日（金）に、換地処分の公告がなされると住所地はどのようになりますか？	・申出訂正が必要な方で郵送により申出訂正の手続を行った方：１０月１１日（土）～１３日（月）に「正しいと思われる住所地」は「換地処分後の住所地」へ変更となります。 ・申出訂正が必要な方で郵送による申出訂正の手続を行わなかった方：番号４参照 ・申出訂正が不要な方：１０月１１日（土）～１３日（月）に「現在の住所地」は「換地処分後の住所地」への変更となります。
9	１０月１０日（金）に、換地処分の公告がなされた後は、何をすればよいですか？ ※運転免許証、銀行等の登録住所、市役所から発行される各種書類（マイナンバーカード、国民健康保険資格確認書など）は変更する必要がありますか？	１０月１１日（土）～１３日（月）に「換地処分後の住所地」に変更されますので、１０月１４日（火）以降に、必要に応じて住所変更を行う必要があります。 ※住民票等の添付が不要のもの（例：ネットショッピングの配送先の住所）につきましては、１０月１１日（土）から住所を変更行うことができます。
10	申出訂正の届出を窓口で行うことはできますか？	窓口で申出訂正の届出を行うことはできますが、原則、郵送での届出をお願いいたします。 申出訂正の住民異動届を郵送していただくことにより、窓口にお越しいただく時間、手続までの待ち時間、対応完了までの待ち時間がなくなります。 また、申出訂正の住民異動届を郵送していただきますと、１０月１０日（金）に「正しいと思われる住所地」に変更となりますので、それまではマイナンバーカードをはじめ、住所登録をしているものの変更が不要です。

11	申出訂正により町名が変わったら郵便番号も変わりますか？	申出訂正により町名が変わりましたら郵便番号も変わります。
12	「正しいと思われる住所地」とは何ですか？	お住まいの建物が建っている土地が分筆などにより複数の土地にまたがっている場合で、かつ、①住所地と土地の地番が一致していない場合、または、②面積が小さい土地の地番が住所地になっている場合に、市民課が、 <u>お住まいの建物が建っている土地の地番で、かつ、面積の大きい土地の地番を正しい住所地としてはどうか</u> 、という基準を設定しお示した住所地です。
13	申出訂正の住民異動届を郵送する前に出生、死亡、世帯構成員の一部の方が転居・転出等の届出をする場合、申出訂正の住民異動届を修正してから郵送するべきですか？	住民異動届の異動者の欄を修正の上、郵送してください。 ※修正の方法については、市民課にお問い合わせください（電話番号：0565-34-6768）。
14	申出訂正の住民異動届を郵送してから１０月１０日（金）までに出生、死亡、世帯構成員の一部の方が転居・転出等の届出をする場合、何か対応は必要ですか？	豊田市役所本庁舎の市民課の窓口にお越しください。 ※ <u>出生、死亡、一部転居、一部転出等の届出と同時に、郵送していただいた住民異動届を修正していただきます。</u> ※確実に申出訂正を行うことができるように、窓口の職員に申出訂正の対象世帯である旨をお伝えください。 ※郵送していただいた住民異動届の修正が行われなかった場合、正しく申出訂正を行うことができませんので、再度窓口にお越しいただき申出訂正の届出を行っていただくことになります。
15	１０月１０日（金）以前に、世帯全員が転居・転出をする場合、何か対応は必要ですか？	・郵送前の場合：住民異動届を郵送していただく必要はありませんので、破棄してください。 ・郵送後の場合：対応は不要です（世帯全員が転居・転出しているので、「正しいと思われる住所地」に変更は行いません。）。
16	１０月１０日（金）以前に、世帯分離または世帯主変更をする場合、何か対応は必要ですか？	・郵送前の場合：世帯分離または世帯主変更と併せて、申出訂正を豊田市役所本庁舎の市民課の窓口で行ってください。 ※世帯分離については、世帯分離後のそれぞれの世帯から申出訂正を出していただく必要があります。 ※確実に申出訂正を行うことができるように、窓口の職員に申出訂正をする旨をお伝えください。 ・郵送後の場合：豊田市役所本庁舎の市民課の窓口にお越しください。 ※世帯分離または世帯主変更の届出と同時に、郵送していただいた住民異動届を修正していただきます。 ※世帯分離については、世帯分離後のそれぞれの世帯から申出訂正を出していただく必要があります。 ※確実に申出訂正を行うことができるように、窓口の職員に申出訂正の対象世帯である旨をお伝えください。
17	申出訂正の住民異動届を郵送した後、１０月１１日（土）以降に出生、死亡、世帯構成員の一部の方が転居・転出等の届出をする場合、何か対応は必要ですか？	申出訂正の届出に関する対応は不要です。 ※「換地処分後の住所地」で、各種届出を行ってください。 ※住所番の変更に伴いどのような手続が必要なのかについて、９月下旬頃に各種手続の一覧にて、案内させていただく予定ですので、ご確認をお願いいたします。
18	申出訂正の届出を行いたい、が、妻木（市民課長）に委任したくない、どのようにすれば良いですか？	窓口にお越しいただき、申出訂正の届出を行ってください。
19	申出訂正の届出を行いたい、が、妻木（市民課長）以外に委任をして届出を行うことはできますか？	委任状をご記入・ご持参の上、窓口にお越しいただき、申出訂正の届出を行ってください。 ※代理人の方は、マイナンバーカード等の本人確認書類もご持参ください。 ※郵送での届出はできません。 ※委任状の様式は、豊田市ＨＰに掲載していますので、ダウンロード・印刷をして使用してください。
20	「正しいと思われる住所地」に郵便物は届きますか？	基本的に届くかと思いますが、郵便局をはじめ配送業者から届出先について確認の連絡が入る可能性があります。
21	「換地処分後の住所地」に郵便物は届きますか？	基本的に届くかと思いますが、郵便局をはじめ配送業者から届出先について確認の連絡が入る可能性があります。
22	アパートに住んでいるが、個人で行うものですか？管理会社で行えば良いのではないですか？	申出訂正は、世帯主の方が届け出るものですので、個人で行っていただきます。
23	住民異動届に記載の「一括届出書」とは何ですか？	妻木（市民課長）が代理人となり、郵送いただいた住民異動届を取りまとめて１０月１０日（金）に届出を行う旨などを記載した書類です。「一括届出書」を郵送いただいた住民異動届と併せて豊田市へ届け出ます。